

報道関係各位



公益財団法人
にいがた産業創造機構

新潟県の戦略産業分野で新たに正規雇用を行う 創業者、第二創業者を支援します ～平成30年度「ニュービジネス雇用助成金」の2次募集～

NICO(公益財団法人にいがた産業創造機構)では、製造業やIT関連産業などにおける新たな正規雇用を伴う創業、第二創業を促進するための雇用に係る人件費等の経費を助成します。

つきましては、当助成金の募集について、報道等でお取り上げいただきますようお願いいたします。

【応募対象者】

県内に事業活動の本拠となる事務所を設置し、戦略産業分野(主に「製造業」・「IT関連産業」)において、新たな正規雇用を伴い「創業する者」(※1)又は「第二創業を行う者」(※2)

なお、支援対象業種についてはNICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)をご参照ください。

(※1)助成対象期間内に創業に至ると見込まれる者又は創業後、決算を5期終えていない中小企業者等

(※2)助成対象期間内に事業計画に基づき、経営の多角化や新事業展開等(第二創業)を開始する中小企業者等、又は経営の多角化や新事業展開等(第二創業)を開始後、決算を5期終えていない中小企業者等

【助成対象期間】

交付決定日から平成31年2月末日まで

【助成額】

500万円以内(助成対象経費の2/3以内)(※3)

(※3)助成対象経費全体の1/2以上は助成対象期間内に新たに雇用する者の人件費とします。

【提出期限】

平成30年8月31日(金) ※応募前に相談が必要です。

【事業案内】NICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。

【添付資料】募集チラシ

＜この件に関する問い合わせ先＞

(公財) にいがた産業創造機構 経営支援グループ 創業・経営革新チーム 担当：高本、友野
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号「万代島ビル」9階
TEL：025-246-0051(直通) FAX：025-246-0030 E-mail：shinkisogyo@nico.or.jp

の多角化、新事業展開により、新たに雇用する方の人件費を助成します。

～H30「ニュービジネス雇用助成金」2次募集開始のご案内～

事業の目的

新潟県の戦略産業分野（主に「製造業」「IT関連産業」）における創業、第二創業を促進するため、新たな正規雇用に伴う人件費を中心に助成します。

■対象者

- ・県内に事業活動の本拠となる事務所を設置し、戦略産業分野において、新たな正規雇用を伴い「創業する者」(※1)又は「第二創業を行う者」(※2)
- ※1 助成対象期間内に創業に至ると見込まれる者又は創業後、決算を5期終えていない中小企業者等
- ※2 助成対象期間内に第二創業に至ると見込まれる中小企業者等又は第二創業後、決算を5期終えていない中小企業者等
- ・本事業では、創業及び第二創業について、次に合致するものであることとします

類 型	内 容
創業	・個人開業又は会社法に規定する会社等を設立し、事業を開始すること。 ・個人事業から法人成りを行った場合は、個人事業を立ち上げた時点を創業とみなす。
第二創業	・個人事業主又は会社法に規定する会社等において、経営の多角化や事業転換等について、事業計画に基づき事業を開始すること。 ・これまで行っていた事業の属する業種とは異なる業種（日本標準産業分類の小分類による）の事業を行うこと。※日本標準産業分類の詳細は、総務省ホームページでご確認ください。

■助成対象事業及び助成金の交付条件

対象事業	・新潟県の戦略産業分野（主に「製造業」「IT関連産業」）における新産業創出や高付加価値化などの取組であること ※戦略産業分野の詳細は募集案内をご確認ください。 ・県内において新たに正規雇用を行うこと		
助成対象期間	交付決定日から平成31年2月末日まで		
助成金額	500万円以内	助成率	助成対象経費の2/3以内
助成対象経費	・人件費（新規雇用者のOJT等訓練期間中の人件費。※最長6か月間、申請者本人（法人の場合は代表者）とその3親等以内の親族、役員を除く）。◆助成対象経費全体の1/2以上は人件費であること ・機器・物品等のリース経費・賃借料・原材料費・事務用消耗品の調達経費・通信運搬費・広告宣伝費		
雇用条件	助成対象期間内に新たな正規雇用を行うこと（非正規雇用から正規雇用への転換を含む）		

※詳しい募集案内・申請書はNICOホームページ(<http://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。

■募集期間 **平成30年6月25日(月)～8月31日(金) 17:30(必着)** ※応募前にご相談ください

※申請受付後、随時審査し採否を決定します。予算がなくなり次第、募集を終了しますので、ご了承ください。

■応募方法 所定の助成金交付申請書を作成し必要書類を添付の上、郵送又は持参で提出してください。

■採択方法 書類審査を通過した事業計画について、審査会でプレゼンテーションを行っていただき、採否を決定します。

＜注意事項＞

- 応募書類の内容については当事業の審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど申請者の責任で対応してください。
- 助成対象者となった場合、申請者名・事業計画・概要等について公表させていただきます。
- 提出された応募書類は公益財団法人にいがた産業創造機構が保管し申請者には返却いたしません。
- 審査は絶対評価を行いますので、採択案件がない場合もあります。
- 原則として、助成金の交付は事業完了後になります。従って、助成金交付までの間、助成金相当額を立替えていただく必要がありますので、自己負担分と合わせて資金調達にご留意ください。

お問い合わせ・申請書提出先

公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）経営支援グループ 創業・経営革新チーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / E-mail: shinkisogyo@nico.or.jp